

令和8年3月13日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会
委員長 陶 山 莊太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
請願第1号	対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書	採択

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和8年3月9日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
- (3) 欠席委員 なし

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和8年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第141条第1項の規定により、本委員会に付託されました〔請願第1号〕について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は3月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、委員8人出席の下、教育委員会事務局から扇教育部長の外2名に出席いただき、慎重に審査いたしました。

〔請願第1号〕対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書

1. 請願要旨

対馬市教育委員会による鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスは、市教委自身が策定した「第2期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画」に明確に違反し、対馬市市民基本条例が定める説明責任を全く果たしていません。特に、久田幼稚園の統廃合において地域住民への説明会が開催されたという過去の先例が存在するにもかかわらず、鶏鳴幼稚園の場合はこれが拒否されており、その行政判断の公平性と一貫性に重大な疑義が生じています。

つきましては、議会に対し、市教委が地域住民に対する公式かつ十分な説明会を速やかに開催し、久田幼稚園の事例との矛盾点および対馬市市民基本条例に定める説明責任の履行について明確に説明した上で、市民の意向を真に尊重した再編計画のプロセスを再検討するよう求める決議をされることを請願いたします。

2. 請願理由

市教委による鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスには、以下の重大な問題点を抱えており、到底容認できるものではありません。この請願の賛同者は、鶏鳴幼稚園のある美津島町の区長、および民生委員・児童委員の総数58名中56名、実に96.6%に達しています。これは、地域福祉の推進と住民

の生活を支援する立場にある方々からの、極めて強い説明要求と行政への深刻な不信感の表れであり、市議会がこの声を真摯に受け止めることを強く求めます。

市教委による自ら策定した「統合推進計画」および「対馬市市民基本条例」の重大な違反について、対馬市教育委員会は、「第2期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画」において、学校・幼稚園等の統廃合における明確な進め方を自ら定めています。この計画では、以下の手順が必須とされています。

- ・「計画を進めるにあたり、保護者説明会、地区説明会の順に、学校・幼稚園等の関係者及び関係地域住民に十分な説明及び協議を行い、理解及び協力を求め進めていきます。」

- ・「十分な統合準備期間を確保するため、第2期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画では、統合協議機関を1年から2年に変更しています。また、保護者や関係地域住民に、統合の合意を得られたら、区長との統合合意書を締結して、1年程度の準備期間を設け、統合を進めていきます。」

しかし、今回の鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスにおいては、地域住民への「説明会」を含めた「十分な説明及び協議」は全く行われておらず、また、地域住民からの「統合の合意」も全く得られておらず、計画で義務付けられている「区長との統合合意書」も締結されていません。

加えて、対馬市市民基本条例第24条（説明責任等）には、「行政は、政策等の実施に当たり市民に分かりやすく説明しなければならない」と明記されています。行政には、自らの行動や決定について関係者に対して明確に説明する義務があり、政策の効果を報告することで市民の信頼を獲得し、民主的なプロセスを促進することが求められます。この説明責任を果たすことにより、情報開示や、方針・考え方を通じて理解を得るといった、幅広い責任を果たすこととなります。しかし、市教委は今回の閉園方針に関して、市民に分かりやすく説明するという、条例に定める最も基本的な義務すら果たしていません。

これは、市教委が自ら策定し公表した計画の規定のみならず、市民基本条例の定める行政の義務を組織的に軽視または無視しており、行政機関としての

自己規定違反および市民との信頼関係破壊に他なりません。美津島町の区長および民生委員・児童委員の56名という圧倒的多数が賛同するこの請願は、市教委が自らの計画と条例に重大な違反を犯しているにもかかわらず、市民への説明責任を全く果たそうとしないことへの、強い怒りと不信の表れです。

過去の「久田幼稚園」での先例との矛盾および行政の一貫性・公平性の欠如について、対馬市教育委員会は、過去に久田幼稚園の統廃合において、地域住民への説明会を開催し、合意形成を図ってきたという明確な先例があります。久田幼稚園と鶏鳴幼稚園は、閉園し厳原幼稚園に統合されるという点で全く同じ立場にあるにもかかわらず、今回の鶏鳴幼稚園の閉園方針決定プロセスにおいては、地域住民への説明会を拒否されています。

行政の判断は、過去の事例との一貫性を保ち、市民にとって公平であることが極めて重要です。市教委は、なぜ久田幼稚園には説明会を実施したにもかかわらず、鶏鳴幼稚園の地域住民には説明会を拒否するのか、その明確な理由と、過去の先例との矛盾について、市民に対して何ら納得のいく説明を行っていません。このような一貫性を欠く行政判断は、公平性の原則に反し、行政に対する市民の信頼を根底から揺るがすものです。

地域住民が感じる不公平感に行政は真摯に向き合うべきである。

市教委が、一部の幼稚園を閉園する方針が「当初の予定通りだから問題ない」と考えているとすれば、これは地域住民感情に対する大きな誤解です。地域社会にとって、教育施設は単なる建物ではなく、子どもたちの成長を支え、地域の文化を育む大切な場を象徴するものです。地域住民からすれば、地域に根差してきた幼稚園が閉園させられるという状況は、到底平等とは言えず、強い不公平感を抱いています。市教委は、各地域住民が抱く「自分たちの地域の教育環境を維持したい」という当然の感情に真摯に向き合うべきです。

上記に鑑み、対馬市議会におかれましては、市民の強い要望を受け止め、以下の措置を講じるよう、市教育委員会に対し強く求める決議をされることをお願いいたします。

- 1 鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民に対する公式かつ十分な説明会を速やかに開催すること。
- 2 久田幼稚園の事例との矛盾点や、公共施設の整備と統廃合に関する判断基準の公平性、および対馬市市民基本条例に定める説明責任の履行について行政として真摯に向き合い、住民への十分な説明と協議を通じて、市民の意向を真に尊重した再編計画のプロセスを再検討すること。

委員会では、教育委員会事務局へ「両園をこども園に移行する方針」から現状に至るまでの経過と請願内容の確認・質疑・応答を行った後、その内容に齟齬がないかを紹介議員に確認及び意見聴取を行いました。

採決の結果、[請願第1号]は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。